十日町市政だより
毎月15日発行 1部5円
十日町市役所発行
TEL 701
世帯数 7,554
市の人口 43,275
男20,627 女22,648

三億七千九百万円
重点的施策の推進図る
一般会計 二億三千六百五十六万円

前号でお知らせした第一回定例市議会の日程最終日の二月二十日は午前十時より本会議を開き、三十三年度予算案を合計三千一議案を上程議決されました。

このうち新年度一般会計予算は若干の市長の報告ののち行われ、当初原案総額一億三千五百三十四万八千五十円より百二十万九千円増額し一億三千六百五十五万七千五十円の予算案について審議が行われ議決されました。

33年度予算決る

議決された予算関係について簡単にご報告します。

◎一般会計

一般会計の予算の総額を修正箇所は議会側の要望により歳出面では四款土木費九千二万七千円増し、五款教育費三千万円追加で成人教育推進費二千万円、公民館建設費に五千万円であります。六款社会及び労働費に六万円、八款住宅費衛生費、三年度繰越別会計予算はつぎのとおりであります。

一	十日町市国民健康保険
【歳入】	(単位千円)
1 保険料	二四、二六九
2 一部負担金	一〇〇

農業土木費に二千五万円とされ、増加し、九款消防費の維持費に二千八万八千円の減、財源費の国庫負担金百五十万円の削除がなされたものであります。一般会計の歳出用途別割合は概算別表のとおりとなります。

◎特別会計

なお議決されました昭和三十三年度繰越別会計予算はつぎのとおりであります。

一	十日町市国民健康保険
【歳入】	
1 保険料	三、五八一
2 保険給付金	三三、七九一
3 保健施設費	一、六二一
4 財産収入	七五
5 公債費	二一〇
6 繰出金	一、八〇
7 予備費	二八四
計	四〇、七四三
【歳出】	
1 総務費	三、五八一
2 保険給付金	三三、七九一
3 保健施設費	一、六二一
4 財産費	七五
5 公債費	二一〇
6 繰出金	一、八〇
7 予備費	二八四
計	四〇、七四三

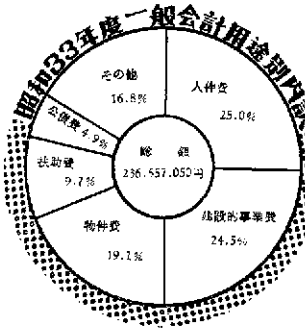

解説

危険物を取扱うには こんな手続が必要

危険物を取扱うには次のような手続きが必要です。

危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等を設置する方は良く読んで選択していただき、消防法、市条例に違反のないようにいたしましょう。

ここで危険物とはどのものをいいます。

第一類 塩素酸塩類 過塩素酸塩類 過酸化物A 過酸化物B 硝酸塩類 過マンガン酸塩類

第二類 硫黄 硫化りん 赤りん 硫黄 金属粉A 金属粉H

第三類 金属「カリウム」 金属「ナトリウム」 炭化カルシウム リン化石灰 生石灰

第四類 エーテル 二硫化炭素 コロジオン アセトン アセトアルデヒド

第五類 硝酸エステル類 セルロイド類 ニトロ化合物

第六類 発煙硝酸 発煙硫酸 クロルスルフォン酸 無水硫酸

第七類 濃硝酸 濃塩酸 無水クロム酸

第八類 濃度エステル類 さく酸エステル類 メチルエチルケトン アルコール類 ピリジン クロールベンゾール

第九類 第一石油類 第二石油類 第三石油類 第四石油類 ケロシン 重油 潤滑油 動植物油

一、製造所、貯蔵所及び取扱所(以下製造所)の設置の許可を受けようとするものは、申請書を市長に提出しなければならない。

二、製造所等を設置しようとするのは建築の前に市長に届出なければならない。これを怠り、設置したときは罰則の適用をうけることもある。

三、許可を受けた製造所等が破壊、改造されたときは市長に申請しその検査を受け、市長の定める検査基準の交付基準をうけなければこれを使用することが出来ない。但し運搬そのものについては事前に、申請することなく、市長に届出をすることが出来ます。

四、製造所、貯蔵所、取扱所、配置、構造、設備等の構造及び設備の消防又は申請については常備消防に相談いただきたいと存じます。

33年度予算一般会計 (単位円)

勘定

【歳入】

1 診療収入	四、六六二
2 一部負担金	一、八二二
3 使用料及び手数料	一五
4 国庫支出金	二五〇
5 寄附金	三
6 繰入金	九〇〇
7 繰越金	四
8 雑収入	一
計	七、六九七

【歳出】

1 診療所運営費	七、一七四
2 公債費	〇
3 諸支出金	三七九
4 予備費	一〇四
計	七、六九七

繰入金繰出差引残金なし。

昨年度より百十七万七千円増であります。

三十日町市公益質屋

【歳入】

1 繰入金	一〇〇・〇
2 公益企業及び財産収入	二、五八〇・六
3 使用料及び手数料	〇・五
4 繰越金	二、七九一・一
計	二、七九六・一
【歳出】	
1 事務所費	三六三・三
2 事業費	二、四〇〇・〇
3 諸出金	五・〇
4 予備費	二〇・八
計	二、七九六・一

オ入オ出差引残金なし。

四十日町市上水道

【歳入】

1 使用料及び手数料	四、四八九
2 工事収入	一〇、一〇〇
3 雑収入	一
4 繰入金	三、〇〇〇
5 市債	六七、〇〇〇
計	八六、七〇〇
【歳出】	
1 上水道建設費	八八、四七一
事務費	三、八八六
維持費	三、五八五
給水工事費	一〇、八〇〇
配水工事費	六四、一〇〇
2 公債費	四、二九
3 予備費	一〇〇
計	八六、七〇〇

オ入オ出差引残金なし。

昨年度より二千五百三十万円増

当該勘定法本年廃止されたわけです。これは既内既帳と簡単に接続したところ、郡内一ケ所に接続されないところがあるので何んとか解決したいと考えてまもなくに不便を感じ、郡の消費者の多数をしめる十日町市にとって簡単のないことは郡の消費者の多数をしめる十日町市にとって簡単のないことは

五十日町市と音場

【歳入】

1 繰入金	五〇〇
2 市債	四、〇〇〇
計	四、五〇〇
【歳出】	
1 上水道建設費	四、五〇〇
(この音場関係費四、五〇〇)	
計	四、五〇〇

オ入オ出差引残金なし。

成人式のお知らせ

◎日時 五月一日午前十時より午後一時まで。

◎会場 十日町小学校下の講堂

◎該当者 昭和十二年四月一日より昭和十三年四月一日までに生まれ市内に住住するもの約千名。

◎内容 式典、生活記録入選者表彰、記念講演、リクリエーション、コーラス(十日町合唱団)

◎講演 「青年の健康を守る講座」の一つとして後日健康診断をおいその結果を配入した「健康手帳」を贈呈する。

◎全国記録の募集

❶内容 成人の生活及び感想をつづったもの、論文、作文、日記、詩など。

❷字数 四百字詰原稿用紙五枚以内。

❸締切 四月十五日(当日消印有効)まで。十日町市公民館

宛、住所、職業、氏名、生年月日を明記。

❹応募 入選者に市長賞、市議会議長賞、教育委員会賞を送呈する。

市社会福祉協議会
本年度の予算決る

市社会福祉協議会では去る三月二十八日理事、評議員を市会議員に招待し三十三年度歳入歳出予算を審議決のとおり議決しました。

【昭和三十三年度十日町市社会福祉協議会 歳入歳出予算】

歳入の部	
一、共同募金配分金	一八九、一〇〇円
二、市助成金	一〇〇、〇〇〇円
三、事業収入	一〇〇、〇〇〇円
四、新町金	四〇、〇〇〇円
五、繰越金	三七四、〇〇〇円
六、助合費徴収金	六〇、〇〇〇円
七、雑収入	一一、〇〇〇円
計	七七五、一〇〇円

歳出の部	
一、会費費	一〇、〇〇〇円
二、事務費	一八九、二六〇円
三、事業費	五三一、〇〇〇円
内訳	
①母子福祉資金貸付費	五、〇〇〇円
(この場合貸付四、五〇〇)	
②養護費	一、〇〇〇円
③授産育成費	三〇、〇〇〇円
④貸付金	三五、〇〇〇円
⑤母子福祉資金貸付費	四、五〇〇円
⑥共同募金費	一〇、〇〇〇円
⑦社会福祉事業費	四〇、〇〇〇円
⑧児童福祉費	八五、〇〇〇円
⑨身体障害者福祉費	一〇、〇〇〇円
⑩母子福祉費	三〇、〇〇〇円
⑪高齢者福祉費	一〇、〇〇〇円
⑫老人福祉費	三〇、〇〇〇円
⑬高齢者福祉費	一〇、〇〇〇円
⑭老人福祉費	一〇、〇〇〇円
⑮高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
⑯高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
⑰高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
⑱福祉事業費	三五、〇〇〇円
⑲身体障害者福祉費	一〇、〇〇〇円
⑳老人福祉費	三〇、〇〇〇円
㉑高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㉒高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㉓高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㉔高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㉕高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㉖高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㉗高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㉘高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㉙高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㉚高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㉛高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㉜高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㉝高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㉞高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㉟高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㊱高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㊲高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㊳高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㊴高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㊵高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㊶高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㊷高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㊸高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㊹高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㊺高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㊻高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㊼高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㊽高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㊾高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
㊿高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
51高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
52高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
53高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
54高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
55高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
56高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
57高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円
58高齢者生活指導費	一〇、〇〇〇円

青年の純潔と健康を守りましょう

赤十字新潟県支部は本年度新たに新潟県及び関係機関協力のもとに県下青年の健康を守る運動を推進することになりました。この運動の主旨に参加を得るよう地区に組織を結成し運動の趣旨を十分に徹底させ、この運動を推進するとともに、青年男女がお互いに健康を尊重し合う気運を高めるとともに、青年男女の健康を守る運動を推進することになりました。

この運動の趣旨は成人の日を迎えるに当り、青年男女があらためて自己の健康に思いを馳せ、純潔の誓いを高め、ますます健康の保持増進に努め、除々と人命の尊さを自覚して災害其他の人命危害に際して進んで献血を行い、人間至高の人道博愛の心を養おうと、この意味深きことを成人への贈答にあたり年々成人の日を迎える青年男女の積極的な参加を得て、この運動を全県下に提唱し、青年の健康をはかるとともに、災害時に人命救助の供血奉仕の精神をつくり、もっていよいよ県（市）民の福祉増進に貢献しようとするものであります。

健康手帳を交付

①青年の健康を守る運動実施要綱（概要）

主旨　日本赤十字社新潟支部

後援　新潟県、県教育委員会、県医師会、新潟日報社、県公民館連絡協議会、県連合青年団

実施団体　市、日赤市地区

一、運動の目標

❶体位の向上、健康診断によって結核その他の病気の早期発見と早期治療に努める。

❷成人の年の健康診断を実施して、その後も毎年検査を受け、常に自己の健康状態の把握につとめることを習慣づけるようにし、保健思想の育成に資する。

❸青年の母性愛心に訴え進んで血液型を調べ、供血奉仕に参加を求め、災害その他緊急の場合の人命救助が出来るようにする。

❹健康手帳を交付してこの手帳を将来も自費で自己の健康管理に役立つようにし、なお結婚する場合にこれを提示する社会的慣行を作るようにする。

二、対象

本年一月十五日までに満二十才に達する青年男女とする。

三、検診内容

❶遠隔診断　身長、体重、胸囲、座高

❷機能検査　視力、色覚、聴力

❸特殊検査　耳鼻、喉、耳の疾病

❹結核検査　ツ反、爪吹、透視、所見、問診聴診、喀痰所見

❺ワ反検査　ワッセルマン氏、村田氏、井出氏民検査

四、検査実施機関

検診並び測定に次の機関の協力を得て行う。

❶市内保健所

❷農業関係医療機関

五、健康手帳の交付

❶検診の結果全市民に健康手帳に記入し、成人の日（成人式）に授与する。

❷健康手帳は日赤事務で整備し市民に交付する。

六、供血奉仕

❶市民は検診結果の判定した血液型及び結核であることの証明書を本人に交付し、該診青年男女が自己選択で供血奉仕を登録するようにする。

❷供血奉仕の登録申出を受けた市長は、供血奉仕者自帳に記入しそれを登録し、住民簿に登録する処置する。

❸市長は災害時または緊急を要する場合、医師の申出があった場合に、ただちに供血者に連絡し、出張可能に供血ができるように市と人命の救助に協力する処置を講ずる。

愛犬は繋いでおこう

四月一日から新しい犬取締条例が実施になりました。

②犬を飼っている人は次のことを守らなければなりません。

❶犬はかみつくくせがあってもなってもつないでおかなければなりません。

❷犬の運動する時は次のことをまもらなくてはなりません。

①犬を運動させるときのまえなつなぎくさりでつないで犬の力にまけない力のある人がひっぱって人通りのふれい所で行うこと。

人通りの多い町かどや祭礼等で混雑する場所では運動させてはいけません。

②早朝夕方等人通りのすくない時に神社や寺の境内等人に危険を与える心配のない場所で、飼主が完全にカントクをできるようなときはつなぎないで運動させてよい。

❸犬は捨ててはいけません。犬を飼手に捨てる場合は、市くの保健所に犬を引渡さなくてはならないことになりました。

❹その他人にかみついた犬は知事が殺すことを命じたり、つなぐよう命じたりすることができるようにきめられていて、その状態を調査するために保健員が時々まわって行きます。

③以上のことを守っていない場合、検疫に引渡されたり、その上二万円以下罰金をとられるかも知れません。

櫻花咲く

靖国の宮に参拝

十日町市遺族会

昨年春の靖国大祭に市内関係百三十余柱の合祀をみましたのでこれを法悦に慰霊し能の奉納を利用して、おの社会事務所で四月四日十日町市遺族会の関係遺族百三十名が靖国神社参拝を行いました。遺族の中でも最年長の方は七十四才で、一行は四日神社参拝、五日は靖内を観光バスに乗り、六日一人の脱落もなく無事帰宅しました。

【写真は靖神社前で十日町地区の参拝者】

婦人会下条支部

小学校で総会開く

十日町婦人会下条支部総会は、四月六日午前十時より下条小学校に於て開かれ、約千度現役員の挨拶と本年度の事業計画が行われ、引続き役員改選が行われ、新役員として次の諸氏が推薦され、満場一致で可決されました。

会長　佐藤ヒサ子
副会長　佐藤ヒサ子
副会長　佐藤ヒサ子
副会長　佐藤ヒサ子
副会長　佐藤ヒサ子
副会長　佐藤ヒサ子
副会長　佐藤ヒサ子
副会長　佐藤ヒサ子
副会長　佐藤ヒサ子
副会長　佐藤ヒサ子
副会長　佐藤ヒサ子
副会長　佐藤ヒサ子

市税納入状況

昭和三十三年度の主なる税金の徴収状況は地区別に記載すると次のとおりです。

地区名	住民税	固定資産税	軽自動車税	国保税	国保税	国保税
十日町	77%	80%	80%	75%		
中	90%	86%	96%	93%		
川	87%	97%	86%	84%		
六	90%	90%	90%	90%		
吉	93%	97%	98%	97%		
田	99%	100%	100%	99%		
下	99%	100%	100%	99%		
計	83.49%	85.75%	88.38%	86.36%		

衣　布地のマサツに対する強さ

衣服の材料はその通気性、保温性などによってその季節に適した材料が定められる訳ですが、選び方のコツは人のためにも市地の耐久性に重も大切な事柄であります。

市地を摩擦すると糸が刷れたり、縮ったりゆんでついに穴がかるます。市地の強さは糸の撚糸の種類によっても違ってきますが、糸としてはビニロンやナイロンのような合成繊維が摩擦に対して最も強い性質を持っています。

住　紫外線

冬期は曇空で太陽の恵みを受けることが少いです。ところが冬期は曇空で太陽の恵みを受けることが少いです。ところが冬期は曇空で太陽の恵みを受けることが少いです。ところが